

新	旧
<p>(再生資源利用(促進)計画書及び実施書)</p> <p>第11条 受注者は、本工事の請負代金額が100万円以上の場合、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無や多寡に関わらず、必要な情報を建設副産物情報交換システム(COBRIS)に入力するとともに、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、着手前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項の場合は、工事完成時に必要な情報を建設副産物情報交換システム(COBRIS)に入力するとともに、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>3 受注者は、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後5年間保存しなければならない。</p>	<p>(再生資源利用(促進)計画書及び実施書)</p> <p>第11条 受注者は、本工事の請負代金額が100万円以上の場合、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無や多寡に関わらず、必要な情報を建設副産物情報交換システム(COBRIS)に入力するとともに、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、着手前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項の場合は、工事完成時に必要な情報を建設副産物情報交換システム(COBRIS)に入力するとともに、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>3 受注者は、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後1年間保存しなければならない。</p>